

# 自動車解体業申請の手引き

## 藤沢市役所環境総務課

はじめに

藤沢市内において、自動車解体を業として行うためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、藤沢市長の許可を受けなければなりません。

**この手引きは、自動車解体業の許可申請手続き等について説明しております。**

### 自動車リサイクル法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 1 使用済自動車、解体自動車とは・・・

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

また、解体自動車とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

### 2 解体業の許可を受ける必要のある方は・・・

使用済自動車又は解体自動車の解体を、藤沢市内で業として行おうとする場合は、藤沢市長の許可を受けなければなりません。

### ○ 許可の種類

①	新規許可：新たに許可を取得しようとする場合の許可
②	許可更新：既に許可を取得している者がその許可の有効期限が到来した後に同じ内容で事業を行おうとする場合の許可（5年ごとに更新）

## ★許可の基準等について

解体業の許可を受けるには、以下の基準等を満たす必要があります。

<b>&lt;施設の基準&gt;</b>	
使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設について（解体作業場以外の場所で保管する場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、<b>囲いを設置</b>すること</li> <li>○床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること（廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合）</li> <li>○廃油が事業所から流出しないよう、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けること（廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合）</li> </ul>
燃料抜き取り場所について（解体作業場以外の場所で燃料を抜き取る場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>床面を鉄筋コンクリート</b>で築造する等廃油の地下浸透の防止措置を講ずること</li> <li>○廃油が事業所から流出しないよう、<b>ためます等</b>及びこれに接続している<b>排水溝</b>を設けること</li> </ul>
解体作業場について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○燃料以外の廃油及び廃液を回収できる装置を有すること（ただし、手作業で適切かつ確実に回収されることが明らかな場合を除く）</li> <li>○<b>床面を鉄筋コンクリートで築造</b>する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること</li> <li>○廃油が事業所から流出しないよう、<b>油水分離装置及びこれに接続する排水溝を設ける</b>こと（ただし、解体作業場の構造上、廃油が流出するおそれが少なく、かつ、流出防止のための必要な措置が講じられている場合を除く）</li> <li>○雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、<b>屋根等床面に雨水がかからないような設備を設ける</b>こと（ただし、屋根等の設置が著しく困難で、かつ、十分な能力を有する油水分離装置を設けるなどの措置が講じられている場合を除く）</li> </ul>
取り外した部品を保管するための設備について（解体作業場以外の場所で保管する場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>床面を鉄筋コンクリートで築造</b>する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること（ただし、保管に先立ち、廃油、廃液の漏出防止措置が講じられている場合を除く）</li> <li>○雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、<b>屋根等</b>部品に雨水がかからないような設備を設けること（ただし、保管に先立ち、廃油、廃液の漏出防止措置が講じられている場合を除く）</li> </ul>
解体自動車を保管するための施設について（解体作業場以外の場所で保管する場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、<b>囲いを設置</b>すること</li> </ul>

### <能力の基準>

- 標準作業書※を常備し、従事者に周知していること
- 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を続けることが困難ではないと確認できること
- 欠格要件に該当していないこと

※標準作業書とは、業許可申請者が、保管・解体等を行う際の標準的な作業手順等を記載したものです。記載する内容は以下のとおりとなっています。これに加えて、上記の基準の例外規定に当てはまる場合は、その旨明確に記載してください。

#### 標準作業書記載内容

①使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
②廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
③使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品（エアバック等）及び鉛蓄電池等（鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯）の回収の方法を含む。）
④油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る）
⑤使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
⑥使用済自動車又は解体自動車から分離した物品、材料その他の有用なものの保管の方法
⑦使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
⑧解体業の用に供する施設の保守点検の方法
⑨火災予防上の措置

### 3 許可までの手続の流れ（別紙「解体業の許可申請に係る手続フロー」参照）

許可申請される場合は、藤沢市役所環境総務課（本庁舎8階 0466-50-3529）に事前にご連絡いただいた上で、ご相談ください。

#### （1）事前相談

「自動車解体業許可等事務処理取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に基づき、様式第1号の「相談票」に付近の見取図・施設内の配置図等を添付の上、提出してください。

#### （2）事前調整

事前相談終了後「取扱要領」に基づき、様式第2号の「事業予定計画書」に添付書類を添えて提出していただきます。

計画に係る施設を市街化調整区域内等に設置する予定の場合は、都市計画法の手続を、農地に設置する予定の場合は転用の手続等を伴う場合がありますので、担当者によく相談して計画を進めてください。

また、新たに解体作業場を建設する場合には、近隣の住民の方のご理解を得るために、周知説明会を実施してください。（工業専用地域を除く）

### (3) 許可申請

事前調整終了後、所定の申請書に必要事項を記載し、添付書類と共に申請してください。

提出部数は、正本1部、副本1部（ただし、副本は申請者の控え）としてください。  
なお、副本はコピーでも構いません。

### (4) 許可申請手数料

区 分	手数料（円）
解体業許可申請手数料	78,000
解体業許可更新申請手数料	70,000

申請書の記載内容について事前に窓口担当者の確認を受けた後に、納付書により市内派出銀行にてお支払いください。

### (5) 許可更新申請の手続について

既を取得している許可に係る許可期限が到来するときは、許可更新申請の手続きを行うことが必要です。なお、許可の有効期間は5年です。

## 4 許可後の解体業者の責務

### (1) 引取義務

解体業者は、引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取を求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなくてはなりません（法第15条）。

※正当な理由とは

- ①天災等やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合。（事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難である場合等）
- ②使用済自動車に異物が混入している場合（使用済自動車に他のごみが詰められている場合等）
- ③使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（大量一括の持ち込みの要請がある場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合）
- ④使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合（極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合・条件交渉なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合等）
- ⑤使用済自動車の引取りが法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（盗難車であると分かっている引取り等）

### (2) 引渡義務

解体業者は、引き取った使用済自動車又は解体自動車（廃車ガラ）を、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡さなくてはなりません。（法第16条4項）

また、解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務があります。（法第16条第5項）

※解体自動車全部利用者とは

解体自動車を電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者や、スクラップ源として輸出を行う廃車

ガラ輸出業者をいいます。

### (3) 回収義務

解体業者は、使用済自動車を引き取ったときは、エアバッグ類（運転席や助手席のエアバッグ、シートベルトプリテンショナー等のインフレーター（ガス発生器部分）等）を回収しなくてはなりません。（法第16条3項）

### (4) 再資源化基準の遵守義務

解体業者は、使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び（バスなどの）室内照明用の蛍光灯を回収し、リサイクル（リサイクルが技術的・経済的に困難な場合は適正処理）を自ら若しくは委託して行わなくてはなりません。（法第16条第1項、第2項）

### (5) 報告義務

解体業者は、原則として電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから3日以内に情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡し実施報告を行わなくてはなりません。（法第81条第7～9号）

なお、法に定める手数料を納めて、移動報告を書面で提出することができます。（法第82条第3項）

#### ※電子マニフェストとは

自動車リサイクル法では、関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者）等が使用済自動車の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度が導入されました。

電子マニフェストの主な機能は

- ①使用済自動車の適正な引取り・引渡しの確保
- ②リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③関連制度への情報提供
- ④使用済自動車に関する統計情報の整備

が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能になるので、使用済自動車の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

### (6) 廃棄物処理基準に従う義務

解体業者が、使用済自動車又は解体自動車を自ら解体・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。（法第122条第8項）

また、使用済自動車や解体自動車及び取り外した部品等のうち廃棄するものは廃棄物となるため、廃棄物処理法に基づく処理基準・処分基準を遵守していただく必要があります。

### (7) 標識の掲示を行う義務

解体業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横20cm以上であ

って、氏名又は名称、許可番号を記載した標識を掲げる必要があります。(許可証の掲示でも可) (法第65条)

**(8) 次の届出及び報告等を行う義務(法第63条、第64条)**

- |   |
|---|
| <p>① 廃業等の届出 &lt;様式&gt;廃業等届出書(施行細則第1号様式)<br/>当該事実が発生した日から30日以内に届出</p>  |
| <p>② 変更の届出 &lt;様式&gt;変更届(省令様式第7号)<br/>次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から30日以内に届出</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</li><li>○ 事業所の名称及び所在地</li><li>○ 未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所</li><li>○ 事業の用に供する施設の概要</li><li>○ その他主務省令で定める事項</li></ul> <p>・標準作業書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・解体業、破砕業、廃棄物処理法に基づく業の許可を取得している場合は、当該許可に係る許可番号</li><li>・解体作業場以外で使用済自動車又は解体自動車の積替え・保管を行う場合には、当該場所の所在地・面積・保管量の上限</li><li>・法人である場合、発行済株式総数の100分の5以上を取得又は出資額の100分の5以上に相当する出資をしている者があるときには、これらの者の氏名又は名称及び住所</li><li>・個人の場合、契約締結権限のある使用人があるときは、その者の氏名及び住所</li></ul> |

## 許可申請に係る添付書類

<b>新規許可に係る添付書類</b>	個人	法人
1 法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことについての誓約書	○	○
2 解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図（※運搬車両及び容器がある場合にはその写真）	○	○
3 施設の所有権（又は使用権原）を証する書類（※運搬車両にあつては自動車検査証でも可）	○	○
4 事業計画書	○	○
5 収支見積書	○	○
6 住民票の写し（本籍の記載のあるもの※1）又は外国人登録証明書（以下「住民票の写し等」という。）（個人の場合）	○	
7 定款又は寄附行為及び登記事項証明書※2（法人の場合）		○
8 役員の住民票の写し等（法人の場合）		○
9 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額並びに住民票の写し等（法人の場合）		○
10 本店・支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し等	○	○

※住民票の写し（又は外国人登録証明書）、登記事項証明書は、発行後3か月以内のもの。

### 許可更新に係る添付書類 ※3

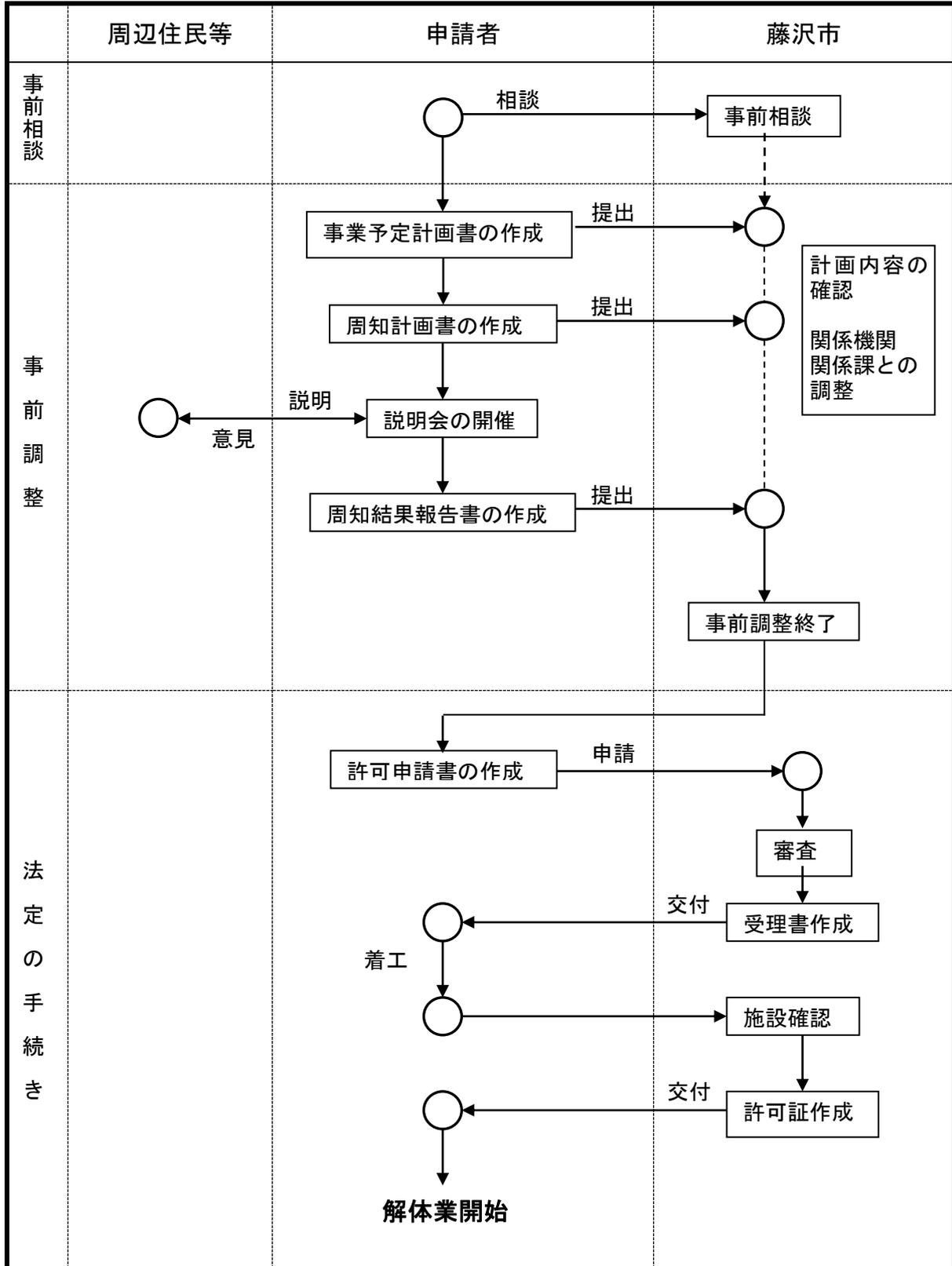
上記の1～10に加えて、現在の許可証の写し

※1 審査期間短縮のため、本籍の記載のある住民票の写しを提出していただきますようご協力をお願いいたします。

※2 「登記事項証明書」とは商業登記法に係るものを添付してください。

※3 更新許可時には、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（2及び3）は不要です。

### 解体業の許可申請に係る手続フロー



※各段階で修正等を指導することがあります

＜参考＞使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）施行規則抜粋

（解体業の許可の基準）

**第五十七条** 法第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

ロ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

（１） 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（２） 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

ハ 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ。）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

（１） 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（２） 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

ニ 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

（１） 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この（１）において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

（２） 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（３） 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

（４） 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

ホ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

（１） 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（２） 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

二 解体業許可申請者の能力に係る基準

イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

（１） 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法

（２） 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法

（３） 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）

（４） 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）

（５） 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法

（６） 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法

（７） 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法

（８） 解体業の用に供する施設の保守点検の方法

（９） 火災予防上の措置

ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。